

介護予防支援サービス契約重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1 指定介護予防支援事業所番号 0401300033

2 事業所の概要

事業所名	栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター
所在地	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地
連絡先	TEL 0228-45-2471 FAX 0228-45-2487
緊急時の連絡先	TEL 0228-45-2551
営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から3日及び12月29日から12月31日までの日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供実施地域	栗原市栗駒及び栗原市鶯沢地区全域

3 当事業所の従事者

職種	人員数	備考
保健師（又は看護師）	2	
社会福祉士	2	
主任介護支援専門員	1	管理者兼務

4 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者・その他の事業者・関連機関との連絡調整その他便宜の提供を図ります。
運営方針	○介護予防支援の実施に当たっては、以下について効果的な支援になるよう努めます。 (1) 利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組に対する支援を行います。 (2) 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。 (3) 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連携性及び一貫性をもった支援を行います。 ○事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の地域包括支援センター、介護保健施設等との連携に努めます。

5 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第3条～第6条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内容	提供方法	保険適用
介護予防サービス計画の作成 (契約書本文第3～6条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にはサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	○

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第3条)	介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。	○
サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価 (契約書本文第3条)	1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理 (契約書本文第3条)	介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、宮城県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (契約書本文第3条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第3条)	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
介護予防サービス計画の変更 (契約書本文第4条)	利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。	○
要介護認定等に係る申請の援助 (契約書本文第5条)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力を行います。 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	○

ケアプランの業務委託 (契約書本文第7条)	利用者と事業者の協議により業務委託契約居宅支援事業所へ利用者のケアプラン業務を依頼する事が出来ます。また利用者は依頼先の居宅支援事業者と協議の上、業務委託契約居宅支援事業所を変更する事も出来ます。尚、業務委託先でのサービス内容は上記の「提供する介護予防サービスの内容」と同様となります。
--------------------------	---

6 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センターの介護予防支援（介護予防サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。（介護保険料滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合があります。）

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交通費（実費）	41円/km	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月に請求させていただきます。但し、法に定めがある場合は法の定めによります。お支払いについては、その月の末日までをお願いします。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	

7 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。

ただし、有効期間の満了30日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合にはこの契約は次の要支援認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

8 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する30日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

9 プライバシーの保護

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センターは、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センターがサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくこととなります。

10 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

① 家族や緊急連絡先に報告
② 利用者の状態をかかりつけ医師に報告
③ 家族に連絡を取ってもらい、対応決定
④ 各関連事業者へ報告

(2) 市町村、家族等への連絡方法

・ 電話により対応

11 損害賠償について

利用者に対する指定介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、計画のない利用者及び家族等による自主的介護予防の実施による事故が発生した場合は損害賠償の対象とはしません。

また、ケアプランの業務委託による業務委託契約居宅支援事業所について利用者に損害を及ぼした場合は、その損害を業務委託契約居宅支援事業所が負うものとし、事業者はその責を負わないものとします。

12 サービスの苦情相談窓口

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センターは、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

○ 苦情相談窓口

担当者 遠藤 拓弥	連絡先 0228-45-2471
-----------	------------------

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)	
宮城県国民健康保険団体連合会	022-222-7079
宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2116
栗原市市民生活部介護福祉課	0228-22-1350

13 要介護認定等の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり。

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地
名 称 栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター
説明者 氏 名 _____

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所 _____
氏 名 _____

(付属別紙)

要介護認定等の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する 重要事項説明書

利用者が要介護認定等の申請後、認定結果通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護予防サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護予防支援サービスについて

- ・利用者が要介護認定までに、介護予防サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス計画については、要介護認定等の後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定等の後の契約の継続について

- ・要介護認定等の後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。
このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書第3条（6）に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、**4、420**円の利用料をいただきます。

4 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- （1）要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- （2）要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。